

入 札 注 意 書

- 1 入札希望者は、入札公告書、売買物件、本注意書及び物品売買契約書案を熟覧の上、入札して下さい。
- 2 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出して下さい。
この場合は、本人（委任者）の印鑑証明書の添付及び代理人の印鑑が必要です。
なお、共同買受けをしようとするときは、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札を行って下さい。
- 3 入札者は、入札前に法人にあっては法人登記簿謄本、個人にあっては本籍地の市町村長等の発行する身分証明書等を提出して下さい。
なお、共同買受けの場合は、それぞれの法人登記簿謄本（個人にあってはそれぞれの身分証明書等）を提出して下さい。
- 4 入札者は、入札前に入札保証金として入札金額（消費税及び地方消費税の相当額を含む額）の100分の5以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金又は銀行若しくは契約担当官が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付しなければなりません。
- 5 入札書は、所定の用紙を使用し入札番号、入札金額、住所、入札者名を記入の上押印又は署名し、入札締切り時刻前に入札箱に入れて下さい。
- 6 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことはできません。
- 7 開札の結果、予定価格に達する入札がないときは、直ちに再入札を行うことがあります。
- 8 開札は指定した場所および日時に入札者の面前で行い予定価格以上の最高入札者を落札人とします。
ただし、両価格の最高入札者が2名以上のときは、直ちに、くじで落札者を決めます。
- 9 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に抵触する者が入札したもの。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当するもの。
 - (3) 汚染、損傷等により、入札番号、入札金額、入札者名の確認できないもの。
 - (4) 署名（本人が署名した者は押印がなくてもよい。）または記名（本人が署名せず他人が書いたり、ゴム印、木印等で名前を表示したもの）押印いずれもないもの。
 - (5) 入札金額を訂正した場合で訂正印のないもの。
 - (6) 委任状を持参しない代理人が入札したもの。
 - (7) 入札保証金を差し出さないもの及び入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たないもの。
 - (8) 郵便をもって入札書を送付したもの。

- (9) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (10) その他入札に関する条件に違反したもの。
- 10 入札者の連合又は不穏な挙動その他の理由によって公正な入札を行うことができないと認めたときは、その入札を取り消し又は中止します。
- 11 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第6号に定める非居住者が落札者となった場合で、その非居住者が外国為替令(昭和55年政令第260号)第11条第3項の規定による財務大臣の許可を要するときは、その契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があってもこれは受理できません。
- 13 不落到係る入札保証金は、入札終了後返還します。この場合、利息は付しません。
- 14 落札者の入札保証金は、17に定める契約保証金に充当いたします。
- 15 落札者が落札決定の日の翌日から起算して10日以内に契約を締結しないときは、その落札を取り消し、入札保証金は国庫に帰属します。
- 16 契約は、契約書に双方記名押印したときに成立します。
- 17 落札者は、契約の際、契約保証金として契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む金額)の100分の10以上(円位未満切上げ)に相当する金額を、現金又は銀行若しくは支払保証をした小切手により納付しなければなりません。
- (1) この契約保証金は、売買代金を納付しないときは国庫に帰属します。
- (2) 納付した契約保証金は、売買代金に充当します。
- 18 落札者以外の名義人とは契約を締結しません。
- 19 本注意書に定めのない事項は、すべて会計法規に定めるところにより処理します。

以 上